



ファミリー・サポート・センターでは会員の交流会を、年に2～3回行っています。写真は、7月に3B体操を楽しんだときのものです。会員になることで、新しい出会い、つながりができることもファミリー・サポート・センターの魅力です。

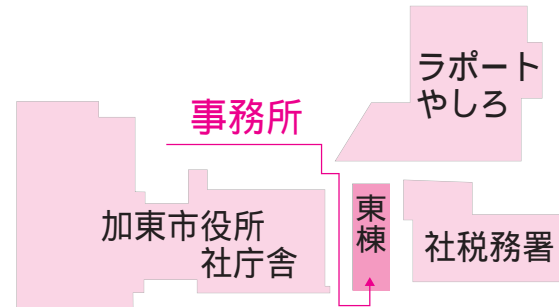


交流会 & 講習会



協会員、両方会員（依頼会員も可）を対象にした講習会を年に2回実施しています。消防士による救急救命講習や事故への対処方法、医師による病気への対処方法など、安全に子どもを預かるためのさまざまな講習を受けていただいています。

ファミリー・サポート・センター事務所



所在地 加東市社50番地 ☎・FAX 43-0444
 開所時間 月～金曜日 9:00～17:00
 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み)

私たちがアドバイザーです



お気軽にお越しください

会員インタビュー

依頼会員さんの「声」



野村香里さん (高岡)

アフタースクールの説明会で、ファミリー・サポート・センターのことを紹介され、登録しました。アドバイザーの方がとても親切に対応してくださり、お願いする協会員さんのことも事前に詳しく説明していただいたので、不安なく依頼することができました。

仕事の都合で、アフタースクールが終わる時間に迎えに行けないことが多いのですが、協会員さんに迎えに行っていたら、一時間ほど預かっていたら、子育てが両立でき、本当に助かっています。また、預かっていた期間に、季節の野菜の収穫を体験させてもらったり、いろいろなことを教わっているようで、子どもの成長に驚くこともよくあります。子育ての援助だけでなく、地域の人もふれあえるとても良い制度だと思います。

協会員さんの「声」



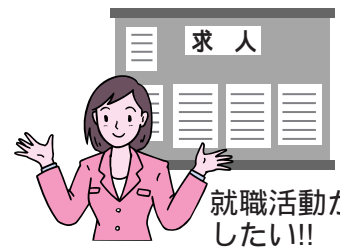
志方良一さん (河高)

何か人の役に立つことができればと考えていたときに、ファミリー・サポート・センターのことを知り、これならと思い、夫婦で登録しました。最初は、小さい子どもさんを預かることに少し不安はありましたが、実際に預かってみると、これまでの子育ての経験もあり、すぐに慣れることができました。

とができました。これまでに五人のお子さんを預かりましたが、みんな素直な子ばかりで、楽しい思い出をたくさんつくらせてもらい、本当に子どもたちから元氣をもらっています。「河高のおいちゃん、おばあちゃん」と呼んで慕ってくれることを何よりもうれしく感じます。保護者の方にも喜んでいただけ、新しいコミュニケーションも広がりが、やりがいを感じることができると協会員をこれからも続けていきたいと思っています。

「残業で迎えに行けない」など、「ちよつとだけ」手助けしてもらえたらという保護者の方を、「子どもが好きだから」「子育ての経験を役立てたい」という方々に応援していただいています。人と人が助け合う。大切にしてほしい地域の絆です。誰もが持つ「やさしさ」を橋渡しするのがファミリー・サポート・センターです。安心して子育てできる加東市づくりを進めています。ぜひ、ファミリー・サポート・センターをご活用ください。

ファミリー・サポート・センターはこんなときに利用されています



就職活動がしたい!!



残業でアフタースクールのお迎えが間に合わない!!



第2子出産「上の子を外で遊ばせたい」



病院に行きたい!!



美容院に行きたい!! リフレッシュしたい!!

協力会員になられた方は、年二回開催する講習会に参加していただけます。
両方会員になることもできます
 依頼会員として援助を依頼する一方で、余裕のあるときには他の子どもを預かる両方会員になることもできます。
登録方法は?
 登録手続きは、ファミリー・サポート・センター事務所で入会申込書など必要書類に記入していただいた後、アドバイザーが利用方法などを説明させていただきます。後日、会員証をお渡します。

ぜひ協力会員に
 右のグラフにあるように、現在の登録者数は依頼会員数が増え、さまざまな子育て支援のニーズに応える「受け入れ側」の拡充が不可欠です。みなさまの「できる範囲」でアドバイザーが調整を行いますし、万が一に備えて保険にも加入していますので、安心してご登録ください。みなさまの「応援」をお待ちしています。

報酬額(時間あたり)

月～金曜日 600円 (7:00～20:00)
 7:00～20:00の時間以外 700円

土・日・祝日は、上記の活動報酬基準額に100円を加算した額になります。

「ご活用ください!」

核家族、共働き世帯の増加などに合わせて、必要とされる子育て支援のあり方も多様化しています。そのような状況の中で、「通院の時間帯だけ赤ちゃんをみ

依頼会員になるには?

加東市のファミリー・サポート・センターを活用して、援助を依頼するためには、事前に会員登録を行う必要があります(入会金・年会費は必要ありません)。制度を利用できる方(登録できる方)は、次の条件を満たす方です。概ね生後六か月から小学六年生までの子どもをお持ちの方。加東市にお住まいの方、または子どもが市内の保育所、幼稚園、小学校に通園、通学している方。

協力会員になるには?

ファミリー・サポート・センターの協力会員として援助していただける方も、依頼会員と同じく事前に会員登録していただく必要があります(入会金・年会費は必要ありません)。協力会員として登録できる方の条件は次のとおりです。加東市にお住まいの方、または市内に通勤、通学されている方。心身ともに健康で、保育に熱意を持ち、自宅で子どもを預かることができる方(資格は必要ありません)。

グラフ (会員数と依頼件数の推移)

